

豊川市監査公表第27号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年11月15日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(建設部建築課)

監査実施期間 令和3年 9月17日から
令和4年11月17日まで

豊川市監査公表第2号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、単年度で契約している以下の業務委託に関し、経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を検討されたい。</p> <p>①市営住宅消防用設備保守点検業務 ②テレビ電波障害防除施設保守点検業務 ③緊急通報システム保守点検業務</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 ③緊急通報システム保守点検業務について、令和5年度予算要求を計上し、令和5年度から令和7年度の3年間の長期継続契約とする方針としました。</p> <p>①市営住宅消防用設備保守点検業務〔金屋住宅始め18か所〕及び②テレビ電波障害防除施設保守点検業務については、他の長期継続契約と併せて事務の平準化を図るため、分散し、令和6年度に長期継続契約を実施する方針としました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年11月2日現在のものである。